

富岡町中期財政計画

[令和6年度～令和10年度]

富岡町

目次

第1章 中期財政計画の策定について	1
第1節 本町の取組みと環境変化	1
(1) 本町の取組み	1
(2) 本町財政を取り巻く環境変化	1
第2節 新たな中期財政計画の策定	3
(1) 計画策定の必要性	3
(2) 中期財政計画の策定の目的	3
(3) 計画の会計	3
(4) 計画の構成	3
(5) 計画の期間	3
第2章 富岡町の財政状況	4
第1節 主な歳入歳出	4
(1) 歳入の状況	4
(2) 歳出の状況	8
第2節 町債残高の状況	9
第3節 基金保有額の状況	10
第4節 経常収支の状況	11
(1) 経常収支比率の推移について	11
(2) 今後の経常収支見込について	11
第3章 現状での収支見通し	13
第1節 収支見通しの推計方法	13
第2節 収支見通し	15
第3節 財政運営上の課題への対応	16
(1) 復興関連事業財源及び新たな安定的な財源の確保	16
(2) 公共施設等の老朽化対策への対応	16
(3) 公共施設等の維持管理の見直し	16
第4章 収支改善策	17
第1節 予算編成を通じた経費の圧縮等による収支改善策	17
(1) 予算要求時のシーリング（上限）の設定等	17
(2) 特定目的基金の更なる活用	17
第2節 抜本的な収支構造改善策	18
(1) 歳入面での収支構造改善策	18
(2) 歳出面での収支構造改善策	18
(3) その他の収支構造改善策	19

第5章 数値目標.....	20
第1節 新たな財政目標の設定.....	20
(1) 考え方.....	20
(2) 財政目標の設定.....	20
第2節 財政目標達成に向けた取組み.....	23
第6章 おわりに.....	24

第1章 中期財政計画の策定について

第1節 本町の取組みと環境変化

(1) 本町の取組み

本町は、東日本大震災及び原子力発電所事故（以下、「複合災害」という。）を被り、その後、第二次災害復興計画（後期）（令和2年度～令和6年度）を策定し、震災復興特別交付税やその他の復興関連財源を最大限活用しながら、復旧・復興事業を計画的に進めてきました。

また、現在では、令和7年度が最終年度となる「第二期復興・創生期間」における復興の総仕上げに向けた施策・事業を最優先に進めています。

さらに、本計画策定時点の令和6年度においては、次期災害復興計画の策定作業を進めており、今後の展開を見据えた施策・事業を検討しています。

これらの取組の他、令和3年度には、公共施設等総合管理計画を改定し、老朽化が進み一斉に更新時期を迎える公共施設等の維持管理コストの平準化や維持管理のあり方の検討など、本改定計画に基づく取組みも進めています。

このように、復旧・復興事業や公共施設等老朽化対策事業を優先的に実施するとともに、社会情勢の変化や本町が直面する課題にも柔軟に対応し、財政健全化の実現を図ってきました。

(2) 本町財政を取り巻く環境変化

国は、令和6年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、2030年度までに賃上げと投資がけん引する成長型経済を実現していくこととしています。この実現に向けて、短期的には、デフレからの完全脱却と成長型の新たな経済ステージへの移行、中長期的には、少子高齢化・人口減少の克服と豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会をそれぞれの段階ごとに取り組みすることとしております。これらの取組は、5つのActionと5つのVisionに整理されており、5つのActionは、①物価上昇を上回る賃上げの定着、②構造的価格転嫁の実現、③成長分野への戦略的な投資、④スタートアップネットワークの形成、⑤新技術の徹底した社会実装とし、5つのVisionは、①社会課題解決をエンジンとした生産性向上と成長機会の拡大、②誰もが活躍できるWell-beingが高い社会の実現、③経済・財政・社会保障の持続可能性の確保、④地域ごとの特性・成長資源を活かした持続可能な地域社会の形成、⑤海外の成長市場との連結性向上とエネルギー構造転換から構成されます。実現成果となる今後の経済新生の姿としては、2024年度の名目600兆円から2040年度には、名目1,000兆円程度の経済を視野に入れております。また、中長期的な財政の健全化に向けた目標の中では、2025年度の国と地方のプライマリーバランス（※）黒字化を目指すとともに、債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させることとしています。

地方に対しては、社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現に向けて、地方創生及び地域における社会課題への対応の中で、人口減少、東京一極集中等の課題への対応としての「地方創生10年の取組と今後の推進方向」を踏まえた新展開の他、地方活性化及び交流の拡大として、二地域居住・多拠点生活推進等、個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大などが示されております。また、中長期的に持続可能な経済社会の実現に向けて、地方行財政基盤の強化の中で、地方交付税の交付団体を始め、地方の安定的な財政運営に必要な一般財

源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することの他、複数団体による広域的な公共施設の集約化や共同利用等の取組を強化することとしております。国が持続可能な新たな経済への移行をけん引する中、地方においては、財政健全化を求められながら、地方創生及び地域活性化において、期待が高まっていることが伺えます。

また、本基本方針では、東日本大震災からの復旧・復興の中で、原子力災害被災地域の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、今後とも、国が前面に立って取り組むこととしております。その一方で、第2期復興・創生期間後の復興の在り方を検討することとしており、本町としては国に対し、引き続き被災地の現状を丁寧に伝えながら、復興財源を始めとする各種支援の維持、継続を求めていく状況にあります。

以上、取り巻く環境変化の中での本町の取組は、社会経済情勢とこれに対する国の取組に的確に対応するとともに、原子力災害に関連する復興財源等の支援を国に求めてまいります。その上で、本町の実情としては、確かな財源涵養の下で持続可能な行財政運営を着実に進めて行く必要がありますが、復旧・復興の中、税金などの先行きが不透明であるため、中長期的には、不確定要素が多い中での財政運営を強いられることになり、本町財政を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

※プライマリーバランス：公債費関連の歳入・歳出を除いた基礎的財政収支で、その時点で必要とされる政策的経費（社会保障や公共事業を始め様々な行政サービスを提供するための経費）を、その時点の税金等でどれだけ賄えているかを示す指標。

第2節 新たな中期財政計画の策定

(1) 計画策定の必要性

本町財政を取り巻く環境が厳しくなる中においても、複合災害の被災自治体である本町は、大規模災害に備えるための一定の財源を常に確保しつつ、継続して「生活基盤整備」や「公共施設等の老朽化対策」にも対応しながら、「多くの方が『住みたい、住んでよかった、住み続けたい』」と思える魅力あふれた『富岡町』の実現のための取組みや「防災・減災対策」などの財源も確保していく必要があります。

本町は、このような財政運営上の課題に対応しながら、13年目を迎えた複合災害からの復旧・復興を着実に進めつつ、社会情勢の変化や本町が直面する課題に適切に対応しながら今後の移行を図るにあたって、財政の健全化を保ち、町民福祉の増進と将来世代への責任を同時に果たすため、令和6年度からの新たな中期財政計画を策定するものです。

(2) 中期財政計画の策定の目的

- ① 中期的な財政収支の見通しを立て、将来の財政運営の健全化を確保するための方策（目標等）を明らかにする。
- ② 町災害復興計画や公共施設等総合管理計画に基づく事業を計画的に実施する上での財源的裏付けとするとともに、予算編成における指針とする。
- ③ 広く財政状況を提供する手段の一環として位置付ける。

(3) 計画の会計

本計画の会計単位は、普通会計とします。

なお、本町の普通会計は、一般会計、曲田土地区画整理事業特別会計を対象としています。

(4) 計画の構成

本計画は、「富岡町の財政状況」、「現状での収支見通し」、「収支改善策」、「数値目標」で構成しています。

(5) 計画の期間

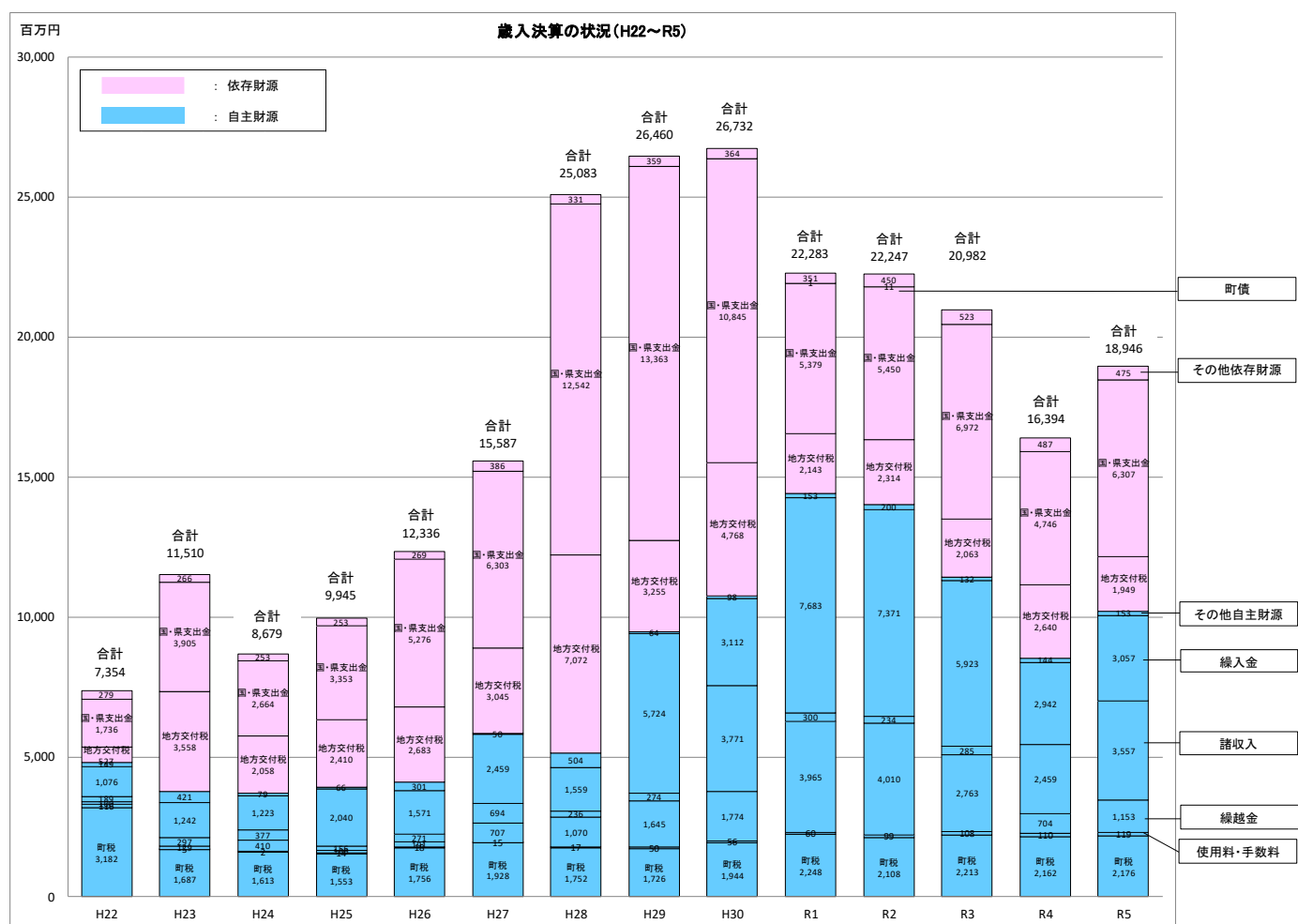
本計画の期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とします。なお、収支の見通し等は、策定における一定の前提条件の下に推計したものであり、今後の状況によって変化する可能性があります。国の制度改正や社会経済情勢の変化に加え、町災害復興計画に基づく各種計画の進捗状況等を踏まえて、随時計画の見直し（時点修正）を行います。

第2章 富岡町の財政状況

第1節 主な歳入歳出

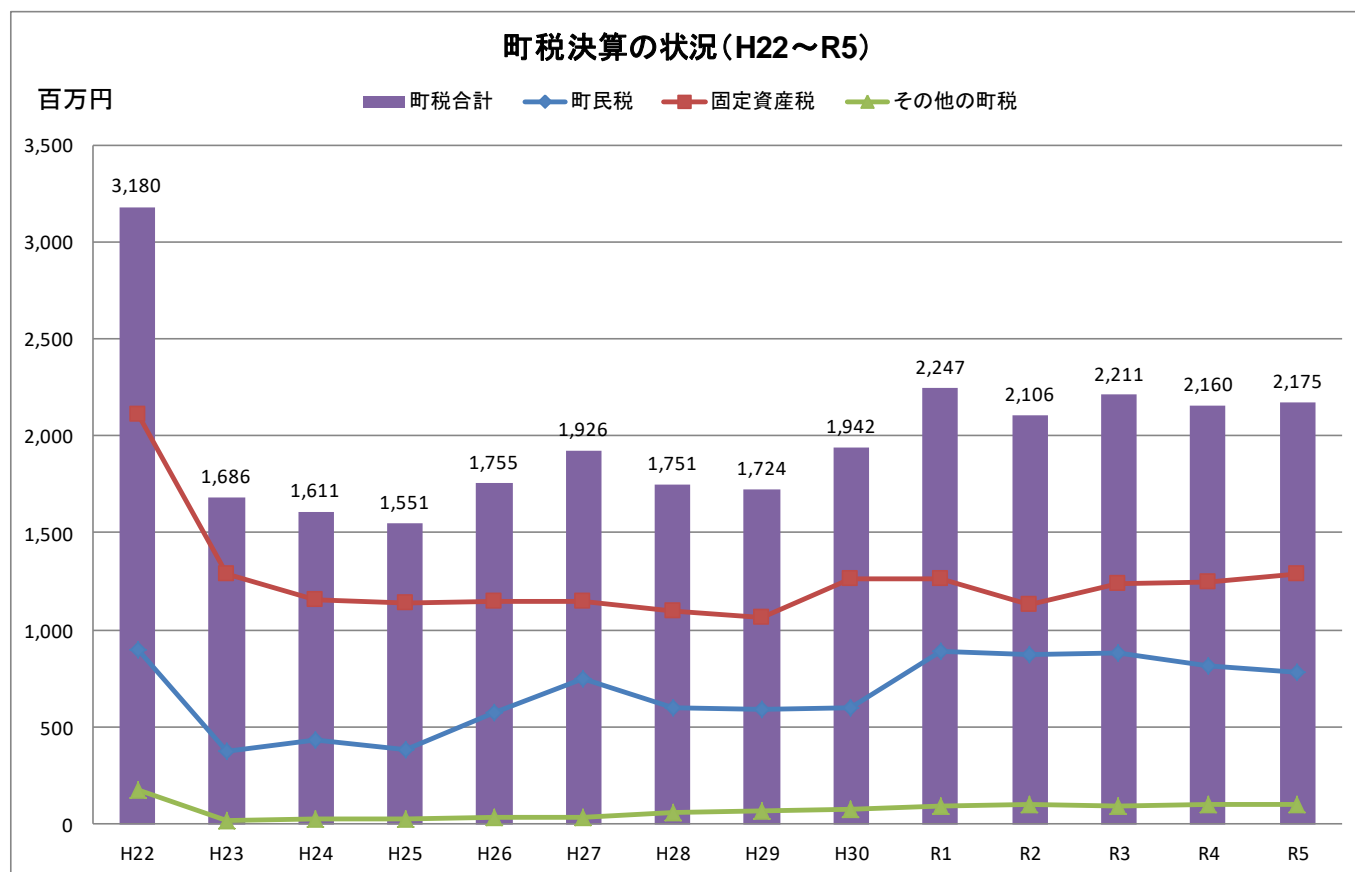
(1) 歳入の状況

本町の歳入は、複合災害からの復旧・復興に向けて福島再生加速化交付金や震災復興特別交付税をはじめとする多額の国県支出金等が交付されたことにより、平成23年度以降、大きな伸びを示しています。平成30年度以降は、避難指示解除区域における復旧・復興事業の進捗とともに逡減していますが、複合災害前の平成22年度を超える水準で推移しています。



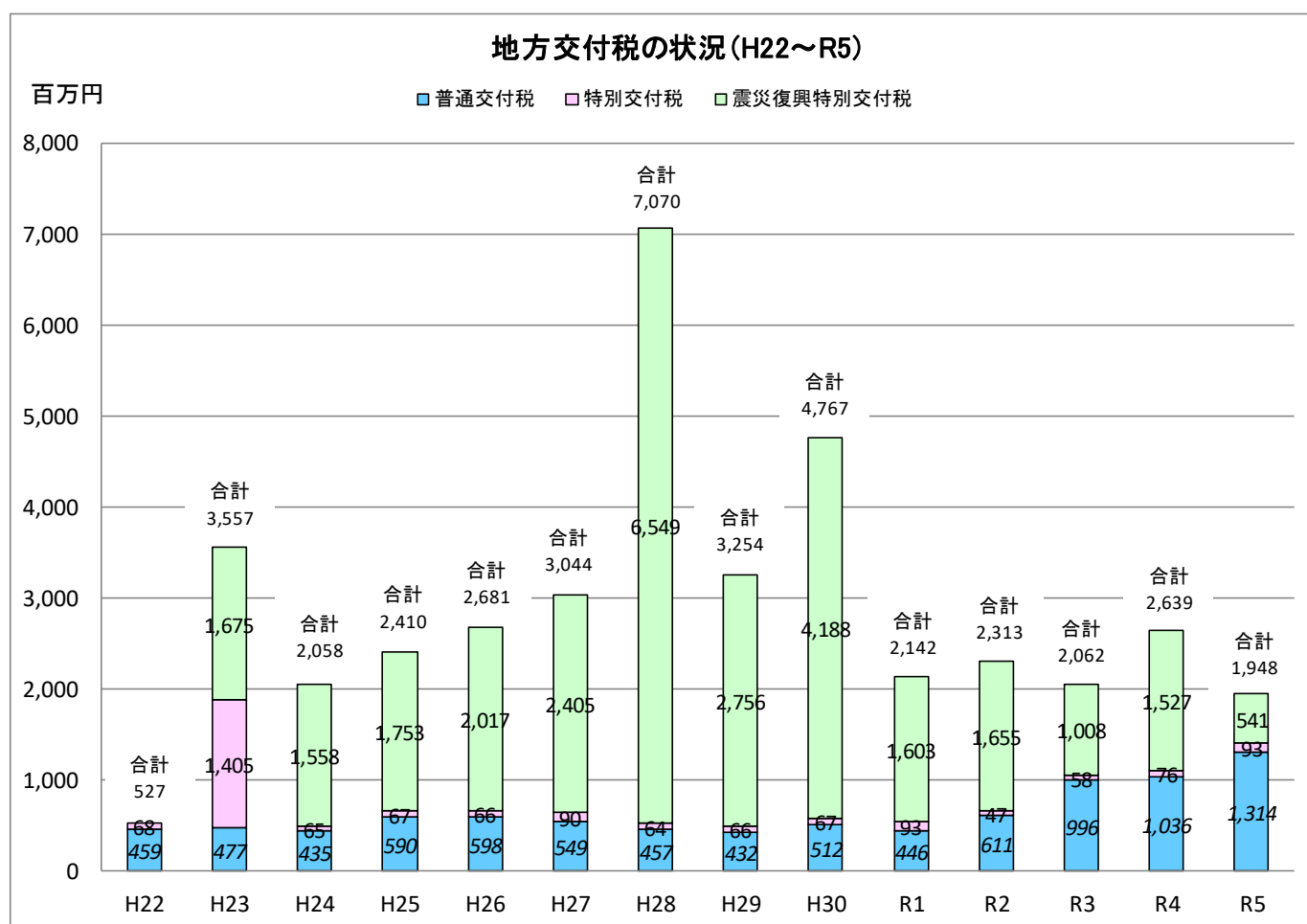
① 町税の状況

町税収入については、複合災害に係る個人町民税や固定資産税の減免等を実施したことにより、平成23年度以降大きく減収しております。今後は、令和5年4月の特定復興再生拠点区域の解除に伴い、固定資産税の段階的な減免措置の解除を予定しているため、中期的に令和5年度税収分からの一定程度の増収を見込みます。



② 地方交付税の状況

地方交付税については、平成23年度から復旧・復興に係る財政需要に対応するため、震災復興特別交付税が多額に交付され、普通交付税を上回っております。平成30年度以降は復旧・復興事業の進捗とともに逡減しておりますが、夜の森地区、小良ヶ浜地区及び深谷地区の本格的な復旧・復興事業が進むと今後は再び増加に転じるものと見込みます。加えて、普通交付税については、基準財政需要額が同収入額を上回っている状況から、令和3年度から増加しています。今後、中期的には、普通交付税の算定項目に大きな変更がなければ、令和5年度から横ばいでの推移を見込みます。

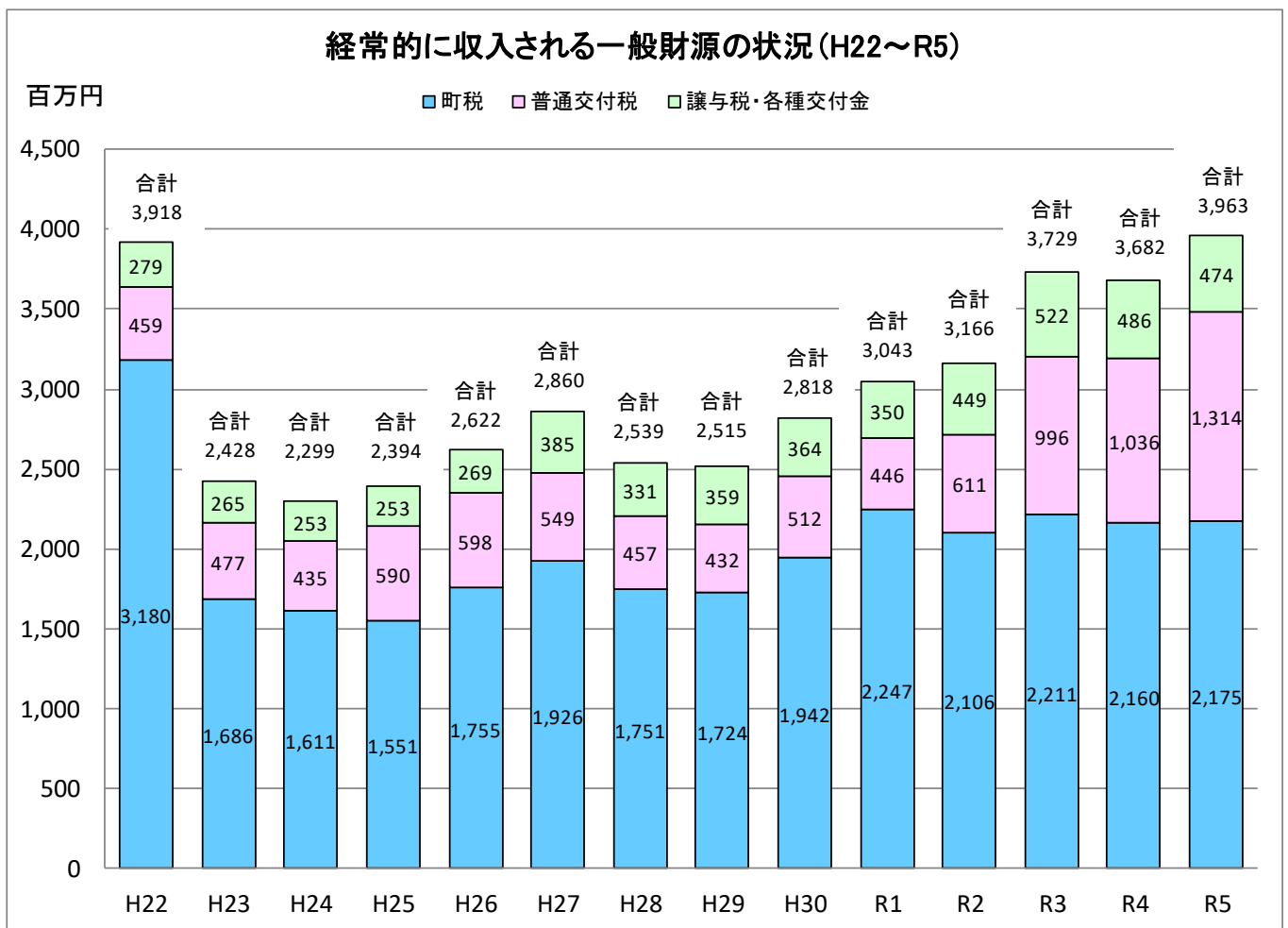


③ 令和6年度以降の一般財源の見通し

使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる一般財源のうち、町税、普通交付税等が主な構成要素である「経常的に収入される一般財源」の推移は、行政サービスを安定的に提供する上では極めて重要です。

本町における令和6年度以降の町税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響緩和による景気の上向き、特定復興再生拠点区域の解除に伴う減免措置等の段階的解除により、本計画期間中は一定程度の増収を見込みますが、長期的には、大規模償却資産や人口の減少に伴い、町税収入は逡減していくものと見込みます。

また、令和6年度以降の普通交付税等については、当面は、町税の減収に応じて財源保障機能が発揮され、本町の一般財源の不足額を一定程度補うことが期待されますが、人口を算定基礎のひとつとしていることもあり、その後長期的には、人口減少に伴い逡減していくことを見込みます。



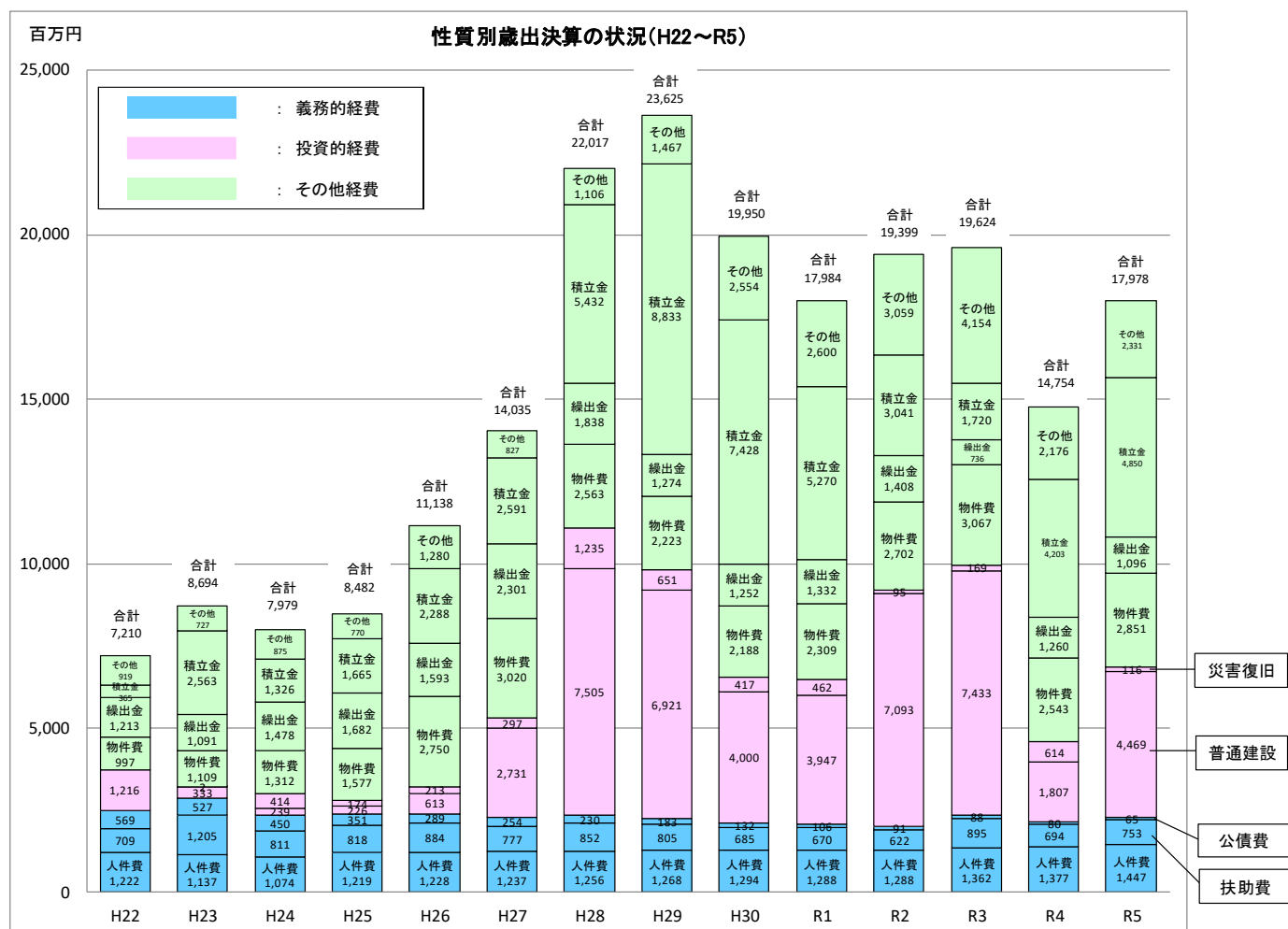
(2) 歳出の状況

本町の歳出は、複合災害前は70億円前後で推移していましたが、複合災害以降は、復旧・復興事業に係る多額の財政需要が生じたため、大幅な伸びを示しています。同事業に係る各種工事を実施したことにより普通建設事業費が大きく膨らんだ他、町内外の被災支援に係る業務委託により物件費も同様に膨らんでいます。令和5年度以降の普通建設事業費については、復旧・復興事業の進捗に伴い、歳出も逓減していますが、夜の森地区、小良ヶ浜地区及び深谷地区の本格的な同事業が進むと今後は再び増加に転じるものと見込みます。加えて、物件費については、今後も町内外の被災支援を継続していく必要があることから、同水準で推移することを見込みます。

歳出のうち、人件費、扶助費及び公債費は、支出が義務付けられ任意に節減できないことから義務的経費と呼ばれています。このうち扶助費については、少子高齢化の急速な進行等の影響により増加傾向にあり、令和6年度以降もその傾向は続くものと見込みます。

また、人件費については、複合災害関連業務や行政サービスの多様化に対応するための人員を引き続き確保していく必要があることから、令和6年度以降も同水準で推移することを見込みます。

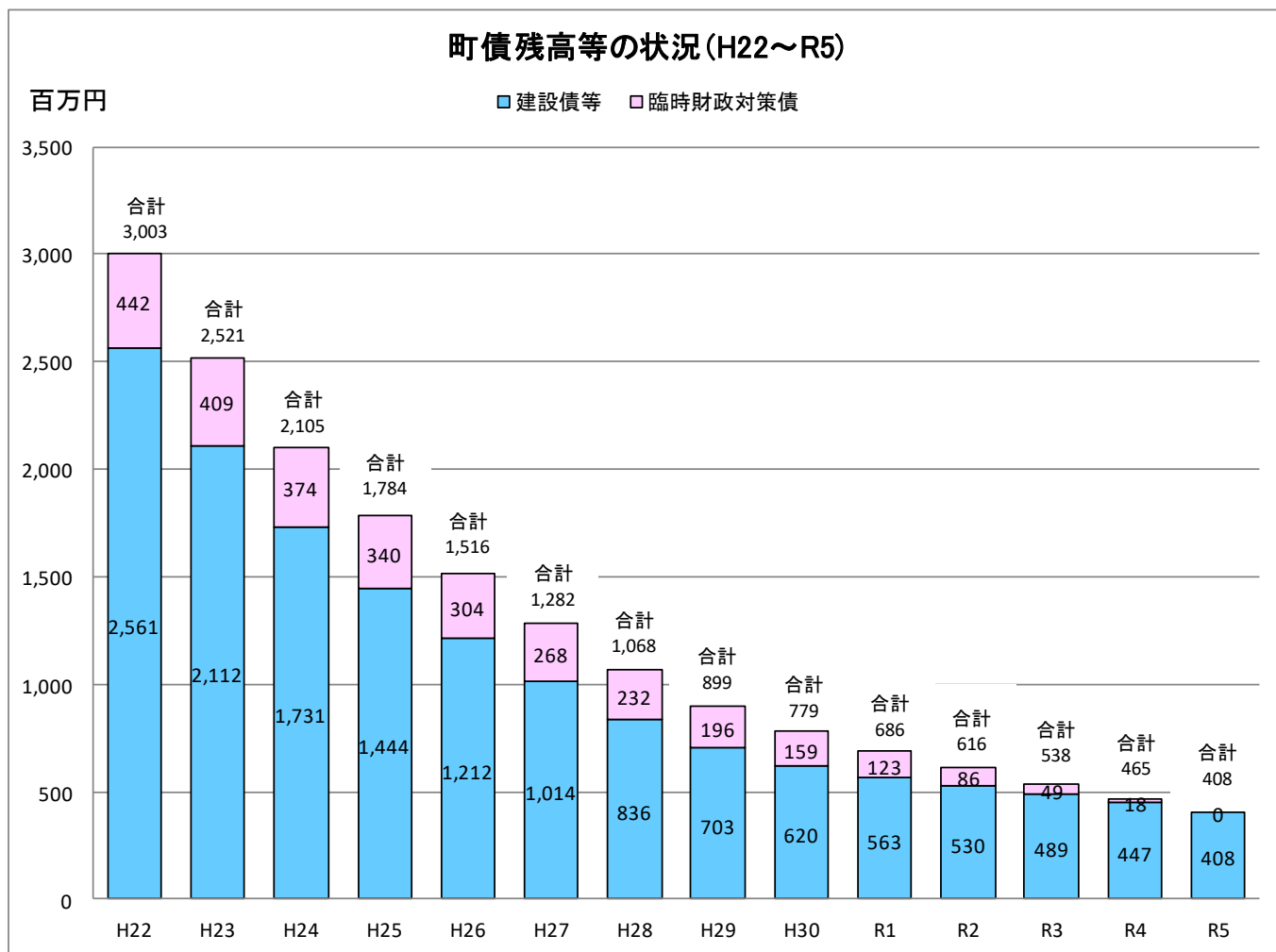
さらに、公債費については、新たな起債は行わず、既発債を計画的に償還していくことから、今後は逓減していきます。



第2節 町債残高の状況

町債（以下「建設債等」という。）の発行については、複合災害前に一時行っておりました。

複合災害以降は、令和2年度にコロナ禍における減収補てんの目的で発行しております。なお、償還は計画的に行っており、令和5年度末の残高は約4億円、償還完了時期は、令和18年度になります。



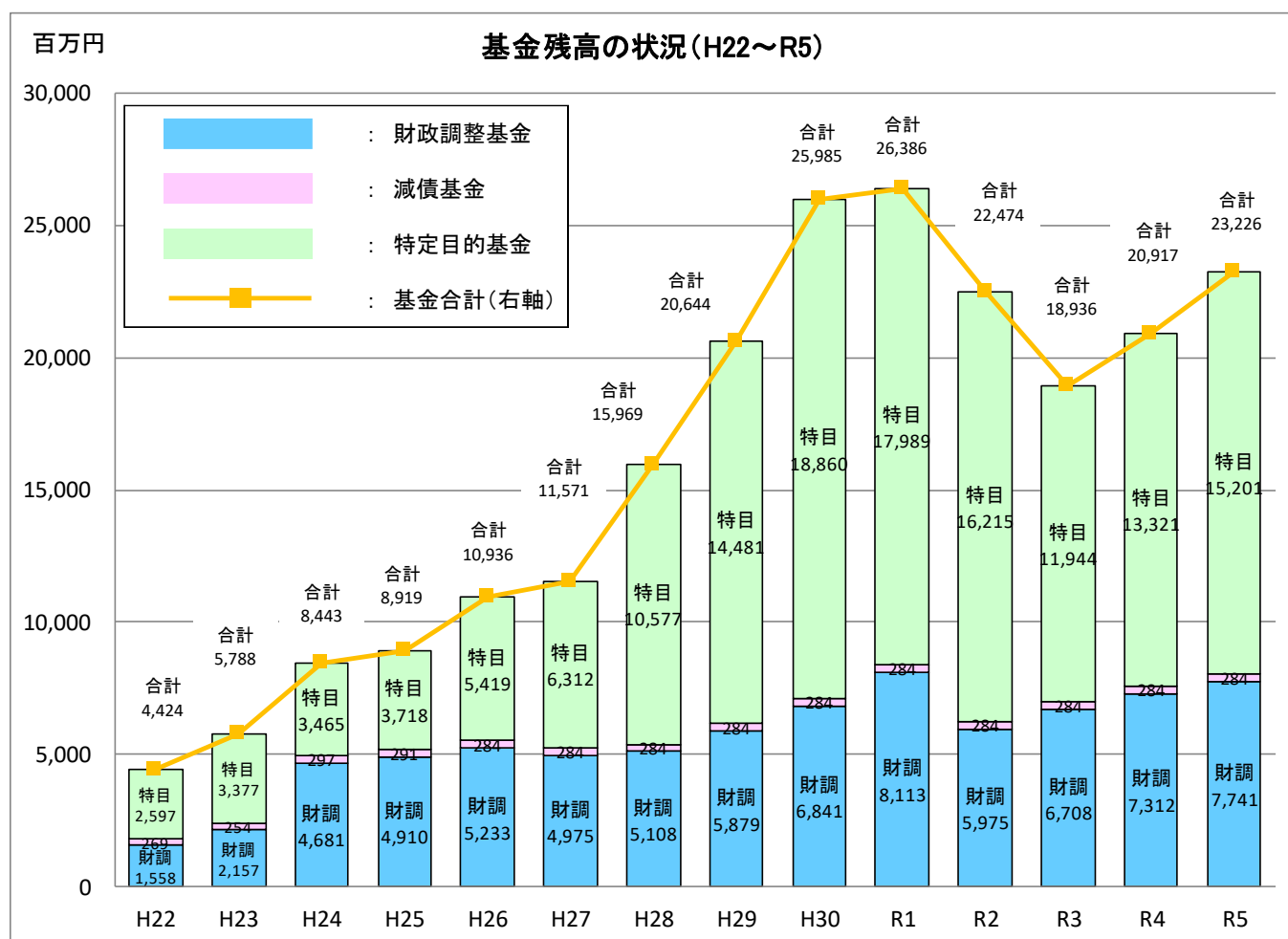
第3節 基金保有額の状況

本町では、年度内の財源調整のための基金として財政調整基金を設置している他、債務の繰上償還に備えた減債基金と特定事業の資金需要に対応するため、13の特定目的基金を設置しています。

このうち、財政調整基金については、震災復興特別交付税等の財政支援がなされていることから、一部剰余金を毎年度積み立てることができており、複合災害以降の平成23年度から増加しております。

また、特定目的基金については、平成25年度以降、原子力事故に伴う東京電力ホールディングス株式会社からの損害賠償金を町勢復興基金に積み立てております。さらに、平成29年度には、特定廃棄物埋立処分事業に係る地域復興交付金基金を造成し、両基金は、町財政を支える上で、財政調整基金と並ぶ重要な役割を担う資金になっております。

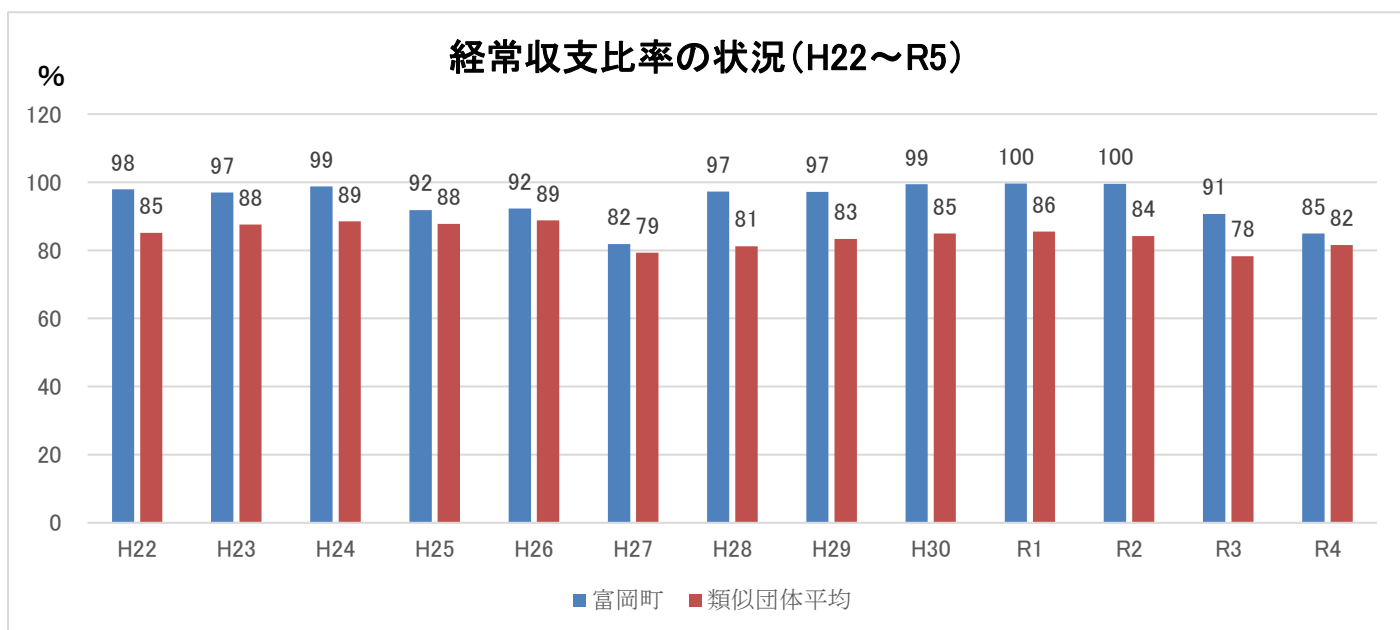
このことから、令和5年度末の特定目的基金残高は、約150億円になりますが、今後は、復旧・復興事業や公共施設等の老朽化対策のために、計画的に取り崩して活用することから、残高の減少が進むものと見込みます。



第4節 経常収支の状況

(1) 経常収支比率の推移について

経常収支比率は、経常的に支出する「経常経費充当一般財源」が税込等の「経常一般財源等」に占める割合をいい、この数値が100%に近づくと、臨時的な財政需要に対応するための「財政の弾力性」が低く財政的余裕がない状態です。本町の経常収支比率は、施設の維持管理に係る物件費や特別会計への繰出金により、複合災害前から類似団体平均値を上回る値で推移しており、十分な「財政の弾力性」を備えているとは言い難い状況です。



(2) 今後の経常収支見込について

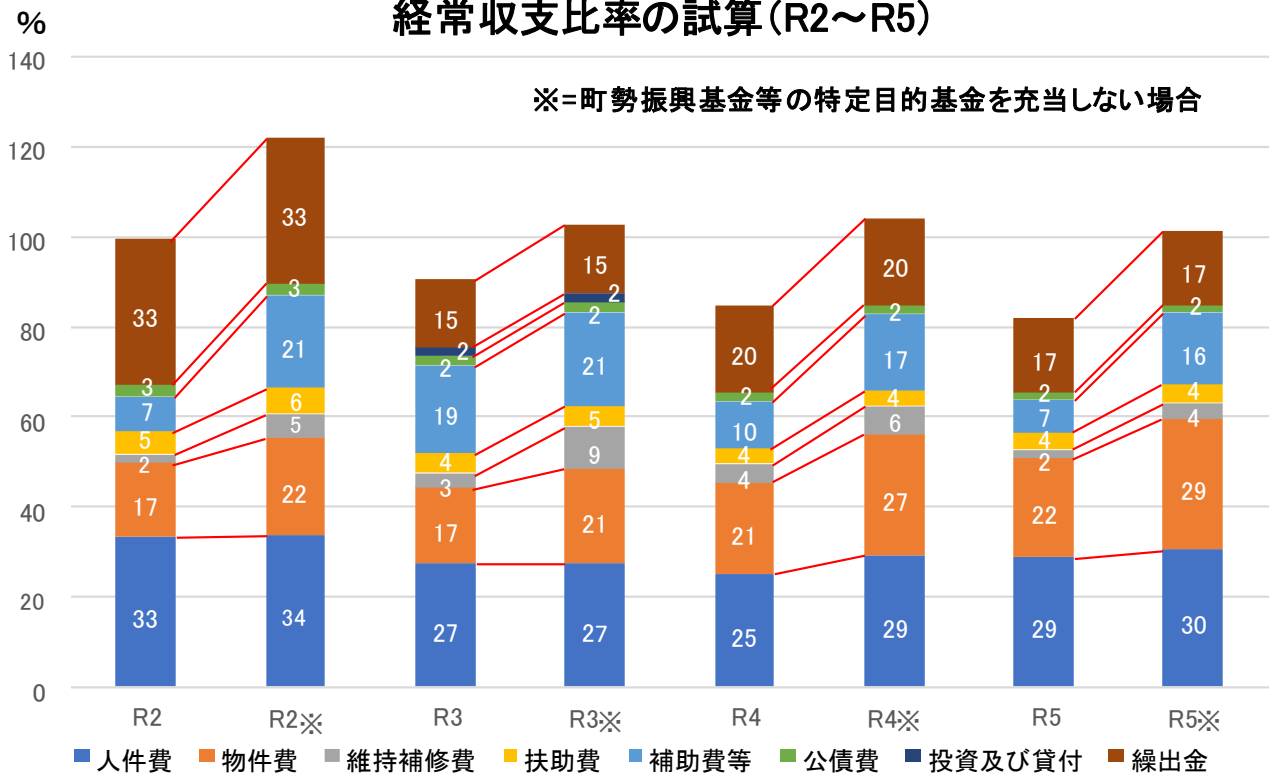
通常、高い経常収支比率が続く場合は、基金への積立等が困難となり、投資的経費の執行ができず、財政運営が危機的状態とされます。しかし、複合災害以降の本町では、支出の大部分を占める建設事業等の臨時経費に対して、国県からの多額の財政支援を受けてきたこと等により、復旧・復興に向けた事業を着実に実施することができました。また、財政調整基金についても第3節で示したように、将来への備えとして令和5年度末で7,741百万円を積立しております。

しかしながら、復旧・復興事業のハード整備により、その指定管理委託料等、維持管理費の増加で経常物件費の水準は複合災害前を超えており、町勢振興基金等の特定目的基金の充当により「経常経費充当一般財源」を減らし、経常収支比率を下げている状況です。また、人件費や物件費への電源立地地域交付金を原資とした基金の充当も経常収支比率を下げる要因となっておりましたが、廃炉交付金の終了とともにいずれは難しくなります。仮に令和2年度から令和5年度で、基金等の経常経費充当特定財源を除いた場合、全ての年度で経常収支比率は100%を超える試算となります。

公債費の経常収支比率が着実に減少しているものの町勢振興基金や廃炉交付金等、経常経費に充てられる財源がなくなり、現在の財政状況が継続した場合、経常収支比率が100%を超え、経常収入以上の経常的な支出が恒常的となる見込みです。

経常収支比率の試算 (R2~R5)

※=町勢振興基金等の特定目的基金を充当しない場合



第3章 現状での収支見通し

第2章で分析した本町の財政構造の特徴などを踏まえながら、今後の制度改革など現時点で想定される一定の推計条件を基に、計画期間内の5年間（令和6年度から令和10年度）における一般会計の収支見通しを示すと次のとおりとなります。

第1節 収支見通しの推計方法

歳入歳出ともに、今後の社会経済状況の変動や地方財政制度の見直し等の外部要因により大きな影響を受けることが予測されますが、主に次の推計方法により、計画期間内の見通しを積算しています。

[歳入]

区 分	主な推計方法
町税	<ul style="list-style-type: none">・税目ごとに税制改正などの影響を踏まえて見込みました。・固定資産税において令和6年度と令和9年度の評価替、及び令和8年度の滅失家屋の住宅用地特例終了による影響を見込みました。
地方譲与税	<ul style="list-style-type: none">・令和6年度は当初予算額、令和7年度以降は、令和5年度決算額と同額で見込みました。
地方交付税	<ul style="list-style-type: none">・普通交付税の令和6年度は当初予算額、令和7年度以降は、令和5年度決算額と同額で見込みました。・特別交付税の令和6年度は当初予算額、令和7年度以降は、令和5年度決算額と同額で見込みました。・震災復興特別交付税は、令和5年度決算額に今後の見込み額を加えました。
各種交付金	<ul style="list-style-type: none">・令和6年度は当初予算額、令和7年度以降は、令和5年度決算額と同額で見込みました。
国・県支出金	<ul style="list-style-type: none">・歳出における普通建設事業費などの財源及び町災害復興計画に基づく計画事業額に対する財政措置と連動させて見込みました。
町債 (臨時財政対策債等)	<ul style="list-style-type: none">・新発債は、本計画期間中は予定しておりません。
その他歳入	<ul style="list-style-type: none">・財政調整基金は歳入歳出推計額の差引額で見込みました。・町勢振興基金及び特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金は毎年度取崩計画額の3億円で見込みました。・その他は、令和5年度決算額と同額で見込みました。

[歳出]

区 分		主な推計方法
義務的経費	人件費	・ 令和5年度決算額をベースに、退職者数と同数の新規採用を行うものとし、会計年度任用職員も加味して見込みました。
	扶助費	・ 児童手当など主な扶助費ごとに、これまでの実績の変動率等を踏まえて見込みました。
	公債費	・ 既発債については、償還計画に基づき償還するものとして見込みました。 ・ 新発債については、本計画期間中予定しておりません。
投資的経費	普通建設事業費	・ 町災害復興計画や国の需要調査等に基づく事業額で見込みました。
	災害復旧事業費	・ 町災害復興計画や国の需要調査等に基づく事業額で見込みました。
物件費		・ 令和6年度は当初予算額、令和7年度以降は、過去3年間（令和3年度から令和5年度）の平均伸び率を令和5年度決算額に乗じて見込みました。 ・ 特定事業年度経費は町災害復興計画や国の需要調査等に基づく事業額で見込みました。
維持補修費		・ 令和6年度は当初予算額、令和7年度は、伸び率3.0%を令和5年度決算額に乗じて見込みました。令和8年度以降は、伸び率3.0%を前年度額に乗じて見込みました。
補助費等		・ 令和6年度は当初予算額、令和7年度以降は、令和5年度決算額（同年度中に完了したものを除く）と同額で見込みました。 ・ 特定事業年度経費は町災害復興計画や国の需要調査等に基づく事業額で見込みました。
その他の経費		・ 令和6年度は当初予算額、令和7年度以降は、令和5年度決算額（同年度中に完了したものを除く）と同額で見込みました。

第2節 収支見通し

前節の推計方法に基づいた令和10年度までの収支見通しは次のとおりです。

収 支 見 通 し

[歳入]

(単位:百万円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	R6～R10計
町税	2,264	2,182	2,240	2,330	2,296	11,312
地方譲与税	75	74	74	74	74	371
地方交付税	1,765	2,285	2,047	2,342	3,150	11,589
普通交付税	1,150	1,314	1,314	1,314	1,314	6,406
特別交付税	48	93	93	93	93	420
震災復興特別交付税	567	878	640	935	1,743	4,763
各種交付金	393	400	400	400	400	1,993
国庫支出金	4,439	5,465	5,005	5,878	7,438	28,225
県支出金	756	972	972	972	972	4,644
町債	5	0	0	0	0	5
財政対策債等	5	0	0	0	0	5
その他の歳入	5,397	2,859	3,219	2,999	3,159	17,633
合計 A	15,094	14,237	13,957	14,995	17,489	74,792
うち震災関連事業	6,364	6,003	5,885	6,322	7,374	31,948
うち一般財源計	1,041	982	963	1,034	1,743	5,763

[歳出]

(単位:百万円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	R6～R10計
義務的経費	2,223	2,094	2,134	2,178	2,226	10,855
人件費	1,567	1,502	1,559	1,618	1,679	7,925
扶助費	611	548	534	519	506	2,718
公債費	45	44	41	41	41	212
投資的経費	2,558	3,641	2,763	4,241	7,259	20,462
普通建設事業費	2,414	3,525	2,462	4,093	7,118	19,612
災害復旧事業費	144	116	301	148	141	850
物件費	4,097	3,092	3,720	4,004	3,804	18,717
維持補修費	73	466	480	494	509	2,022
補助費等	3,069	1,337	1,337	1,337	1,337	8,417
その他の歳出	3,074	3,177	3,177	3,177	3,177	15,782
合計 B	15,094	13,807	13,611	15,431	18,312	76,255
うち震災関連事業	6,746	6,171	6,083	6,897	8,185	34,082

収支 C=A-B	0	430	346	▲ 437	▲ 823
----------	---	-----	-----	-------	-------

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
普通会計基金残高 合計	30,950	30,780	30,166	28,989	27,266
財政調整基金	6,013	6,443	6,789	6,352	5,529
減債基金	284	284	284	284	284
町勢振興基金	6,526	6,226	5,926	5,626	5,326
特定廃棄物埋立処分事業 地域振興交付金基金	3,363	3,063	2,763	2,463	2,163
その他基金	14,764	14,764	14,404	14,264	13,964
地方債残高 合計	407	368	330	295	259

第3節 財政運営上の課題への対応

前節の収支見通しを踏まえ、直面する本町の財政運営課題に対し、次のとおり対応することと
しています。

(1) 復興関連事業財源及び新たな安定的な財源の確保

国に対し、復興関連事業への財政支援を継続して要望し、同事業財源の確保に努めます。
また、新たな安定的な財源の確保に向けた数値目標を掲げ、実現に向け各種取り組みます。

(2) 公共施設等の老朽化対策への対応

公共施設等の老朽化に伴う将来負担を軽減するため、令和10年度までの間、「行政財産
維持基金」に毎年3億円を上限として前年度繰越金の一部を積み立てます。

(3) 公共施設等の維持管理の見直し

公共施設等の複合化や集約化を進め、維持管理経費の圧縮に努めます。

第4章 収支改善策

前章で示したとおり、計画期間内の5年間における本町の財政状況は厳しい状況にあります。

このことから、本計画の策定目標とした「将来の財政運営の健全化を確保」し、「災害復興計画や公共施設等総合管理計画に基づく事業を計画的に実施」するためには、毎年度の予算編成を通じて経費の圧縮等を行う他、本町の収支構造を抜本的に改善することが強く求められます。

第1節 予算編成を通じた経費の圧縮等による収支改善策

(1) 予算要求時のシーリング（上限）の設定等

義務的な経費（人件費・扶助費・公債費）を除いて、経常的な経費の他、政策的・臨時的な経費についても、直近の収支見通しを踏まえて、予算要求時の一般財源の総額にシーリング（上限）を設定するなど必要な調整を行います。

(2) 特定目的基金の更なる活用

特定目的基金については、その設置目的を踏まえて計画的な活用を行います。また、当該基金の管理・運用については、社会経済情勢に鑑みて、国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の購入等を行いながら、最良の資産保有形態を保持できるよう努めます。

第2節 抜本的な収支構造改善策

(1) 歳入面での収支構造改善策

①町税の収入確保

本町への帰還促進及び移住・定住・交流人口の増加並びに多様な産業の集積を促進し、安定的な税財源の涵養に努めるとともに、課税客体の適正な把握を行います。

②町税等の徴収率（収納率）の向上

町税等の納付に関しては、社会環境の変化や町民ニーズを的確に捉え、費用対効果を踏まえた上で、納付場所の拡大や納付方法の拡充を検討し、収入の確保に努めます。

③受益者負担（使用料及び手数料等）の適正化

受益者負担については、受益者負担の原則に基づき、公会計制度の導入に伴い把握することが可能となったサービスに係るコスト情報を踏まえながら、料金体系等の適切な見直しを行います。

④多様な財源の確保

ふるさと納税や企業版ふるさと納税の他、未利用資産の積極的な売却を始めとした公有財産の有効活用、広告料収入等、多様な財源の掘り起こしに努めます。

(2) 歳出面での収支構造改善策

①人件費の抑制

人件費については、行政需要と財政負担のバランスに配慮した定員管理を行う他、簡素で効率的な組織の構築や、事務処理の効率化による時間外勤務の縮減、会計年度任用職員をはじめとした多様な任用形態による人員の確保などにより抑制に努めます。

②扶助費（社会保障関連経費）の抑制

高齢化の進行による変化を見据えつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進や健康寿命の延伸等に資する事業等を効果的に展開し、扶助費（社会保障関係経費）の抑制に努めます。

③事業効果の検証（スクラップアンドビルドの徹底）

最小の経費で最大の効果を発揮し、さらには新たな町民ニーズに対応するために、社会経済情勢等の変化を的確に捉えながら行政が果たすべき役割の範囲を見極めた上で、既存の事業について、その事業の目的や効果などを検証し、真に必要な事業に対する行政資源の配分を行います。

④業務の効率化・最適化

費用対効果を十分に見極めながら業務のデジタル化を推進する他、職員一人ひとりが常に業務内容を検証し、業務の効率化・最適化に努めます。

⑤町単独事業の見直し

町単独事業は、国や県の制度の補完や、地域の実情に応じて町民サービスをよりよくするために実施されるものでありますが、その財源は町税等の一般財源であり、一度創設されると継続して実施しているものが多くあることから、制度創設時と現在の社会情勢の変化を踏まえて、当初の目的や事業効果、他の制度による代替などについて検証を行います。

⑥普通建設事業の必要性の精査

既に予定されている普通建設事業については、可能な限り町債の発行を抑制するため、事業費の十分な精査を行うとともに、本計画期間中に新たに着手する普通建設事業は、復旧・復興・防災・減災・克災に資する事業を中心とします。加えて、事業計画の段階で建設後の維持管理費用を把握し、機能を保持しながらも維持管理費用の抑制策を検証します。

(3) その他の収支構造改善策

①特別会計・企業会計の独立採算化

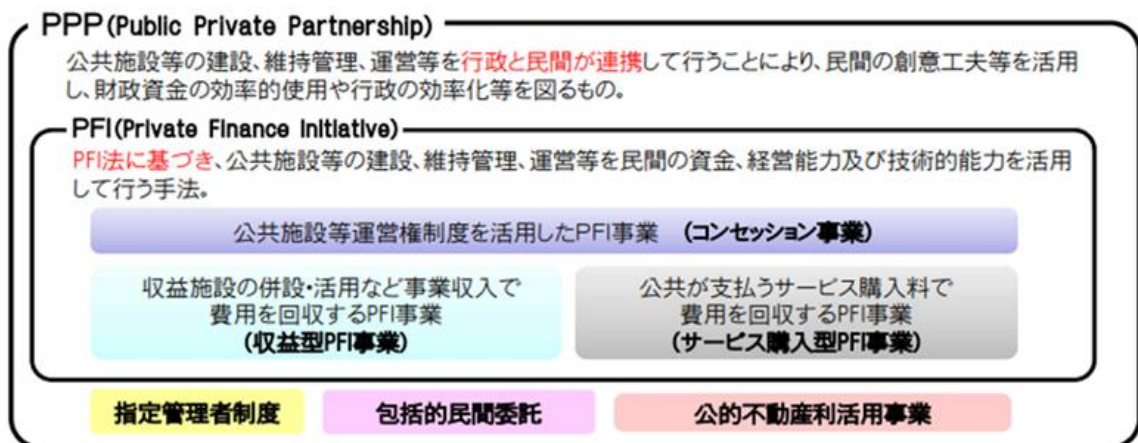
特別会計・企業会計については、「特定の収入による事業の実施」又は「独立採算」の原則を踏まえ、法令に定める一般会計の負担額や国が示す繰出基準内での運営が可能となるよう努めます。

②公共施設等総合管理計画の推進

公共施設等総合管理計画に基づき、施設の複合化や集約化を進め、公共施設等の延床面積の縮減を図る他、効果的・効率的な維持管理体制を構築するなど、維持管理費の圧縮に努めます。

③PPP/PFI を始めとした民間活力の活用の推進

公共サービスの提供にあたっては、業務の効率化やサービスの質的向上、トータルコストの縮減、地域経済の活性化を図るため、民間の資金やノウハウを活用したPFIによる事業手法の導入可能性を様々な分野で検討します。また、NPO法人などの民間事業者やボランティアなど、公共サービスの新たな担い手の活力の積極的な活用を推進します。



(参考：国土交通省資料)

第5章 数値目標

第1節 新たな財政目標の設定

(1) 考え方

本計画の策定目的のひとつに「中期的な財政収支の見通しを立て、将来の財政運営の健全化を確保するための方策（目標等）を明らかにする」ことを掲げたところです。ここでいう「将来の財政運営の健全性」は、次の2つの要件から成り立つものと考えます。

- ① 将来世代に過度の負担を負わせないこと
- ② 経済事情の急変や災害などによる突発的な財政需要に対応できること
(財政の弾力性が確保できていること)

また、本計画の策定目的には、「広く財政状況の提供手段を一環して位置付ける」ことも掲げています。このことから、算定過程が複雑で、かつ算定されるまでに一定の期間を要する指標は財政目標としてはふさわしくなく、タイムリーで分かりやすい財政目標を設定することが、本計画の策定趣旨に適うものと考えます。以上のことから、本計画の財政目標には、基金の残高、費用の節減、及び今後の財源確保に係る目標を設定することとしました。

(2) 財政目標の設定

①財政調整基金

財政調整基金の財政目標を次のとおり設定します。
※毎年度末の保有額40億円を堅持する。

②町勢振興基金

町勢振興基金の財政目標を次のとおり設定します。
※毎年度の基金繰入金上限額を3億円とする。

③特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金

特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金の財政目標を次のとおり設定します。
※毎年度の基金繰入金上限額を3億円とする。

④行政財産維持基金

行政財産維持基金の財政目標を次のとおり設定します。
※行政財産維持基金については、将来の公共施設等の老朽化対策費用として、前年度繰越金の一部を、3億円を上限として毎年積み立てる。

⑤町債

町債の財政目標を次のとおり設定します。

本計画期間中は、起債に伴い交付税措置が見込める場合を除き、新たな起債は行わず、既発債を計画的に償還していく。

⑥費用の節減（10年間の取り組み行動目標）

令和3年度から令和12年度までの10年間において取り組む行動目標を次のとおり設定します。

※普通建設事業費に係る一般財源は10%以内（当該年度当初予算比）

※事業精査による委託料等の10%削減（令和元年度当初予算比）

⑦今後の財源確保

今後の財源確保目標を次のとおり設定します。

※主要財源の終期に伴う、10年後に5億円、12年後に10億円の新たな安定的な財源確保

第2章、第4節の経常収支の状況で示したとおり、本町の経常収支は、経常支出が地方税等の経常収入を上回っており、複合災害前よりマイナスの状況が続いております。経常収支がマイナスでありながらも、新たな起債を行わずに今日まで財政運営できた理由の一つは、電源立地及び廃炉に係る多額の交付金を国県より受けており、これらの財源が実質的に経常収支のマイナスを補てんしながら町財政を支えてきました。また近年では、この交付金の他、基金繰入金も財源不足を補てんするため、重要な役割を担ってきております。

一方、これらの交付金及び基金には終期があることから、終期を見据えた財源確保の取り組みが今後必要になってまいります。

これらの終期、及び終期を伴う財源確保必要額（財源の不足分）については、以下のとおりになります。

[電源立地に係る交付金]

主な交付金は、電源立地地域対策交付金（電交）及び原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金（廃炉交付金）であり、各々に年度交付上限額が決まっております。

○電源立地地域対策交付金（電交）

- ・令和11年度（2029年）で終了

○原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金（廃炉交付金）

- ・現在の9.7億円が令和12年度（2030年）から逡減し、令和21年度（2039年）で終了

[基金繰入金]

主な基金繰入金は、特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金（地域振興交付金基金）及び町勢振興基金であり、各々年度取崩上限額を3億円として運用しております。

○特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金（地域振興交付金基金）

- ・毎年度3億円を取り崩し、令和17年度（2035年）で終了

○町勢振興基金

- ・毎年度3億円を取り崩し、令和21年度（2039年）で終了

上記財源の終期は、早いもので5年後の令和11年度（2029年）、全ての財源が終期を迎えるのが15年後の令和21年度（2039年）になる見込みにあります。

《財源確保必要額（財源の不足分）》

交付金等／年度	(単位:千円)											
	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)	令和13年度 (2031年)	令和14年度 (2032年)	令和15年度 (2033年)	令和16年度 (2034年)	令和17年度 (2035年)	令和18年度 (2036年)	令和19年度 (2037年)	令和20年度 (2038年)	令和21年度 (2039年)	令和22年度 (2040年)
電交 (※1)	終了	104,451	104,451	104,451	104,451	104,451	104,451	104,451	104,451	104,451	104,451	104,451
地域振興(※2)							終了	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
廃炉 (※3)		逓減 194,000	291,000	388,000	485,000	485,000	582,000	679,000	679,000	679,000	終了 776,000	970,000
町勢 (※4)											終了	300,000
合計		298,451	395,451	492,451	589,451	589,451	686,451	1,083,451	1,083,451	1,083,451	1,180,451	1,374,451

(※1)電交:電源立地地域対策交付金

(※2)特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金:令和11年度基金高見込額 2,100,000千円

(※3)原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金

(※4)町勢振興基金:令和11年度基金高見込額 3,300,000千円

《上記不足分を財政調整基金で賄う場合の基金高状況》

基金高／年度	(単位:千円)											
	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)	令和13年度 (2031年)	令和14年度 (2032年)	令和15年度 (2033年)	令和16年度 (2034年)	令和17年度 (2035年)	令和18年度 (2036年)	令和19年度 (2037年)	令和20年度 (2038年)	令和21年度 (2039年)	令和22年度 (2040年)
財政調整基金高	(※1) 4,000,000	▲ 298,451 3,701,549	▲ 395,451 3,306,098	▲ 492,451 2,813,647	▲ 589,451 2,224,196	▲ 589,451 1,634,745	▲ 686,451 948,294	▲ 1,083,451 -	▲ 1,083,451 -	▲ 1,083,451 -	▲ 1,180,451 -	▲ 1,374,451 -

(※1)令和11年度財政調整基金基金高見込額:4,000,000千円

以上、財政収入の大幅な伸びが難しく、これら終期に伴う全ての不足分を財政調整基金で賄う場合、年度剰余金3億円を見込んでも、令和18年度（2036年）でなくなる見込にあります。そのため、行政サービスを安定的に維持していくためにも、令和6年度から起算して、10年後の令和16年度（2034年）までに5億円、12年後の令和18年度（2036年）までに10億円の新たな財源確保を目指します。

第2節 財政目標達成に向けた取組み

前節で掲げた財政目標については、複数年度の予算編成を通じて実現させていくこととなります。そのためには、ときどきの財政環境の変化や町民ニーズの変化を的確に捉えて、収支見通しを常に更新しながら財政状況を把握の上、予算を編成することが求められます。このことから、毎年度、第3章で示した収支見通しを見直しながら（収支見通しをローリングしながら）、財政目標の達成に向け、予算編成の中で必要な措置を講じることとします。

第6章 おわりに

中期財政計画は、財政的な制約が高まっていく中においても、将来にわたる財政運営の健全化を確保しながら、これらの施策の着実な実施を財政面で支えることにより、町民福祉を最大化する役割を担っています。そのためには、社会経済環境や地方財政制度等の変化に応じて収支見通しを適切に見直しながら、数値目標の達成に向けた財政運営の舵取りが求められます。中期財政計画は、策定がゴールではなくスタートになります。時代の激流の中にあっても、計画に基づく財政運営により財政の健全化を確保していくことにより、町民の皆様の安全で安心な暮らしの礎を築くものです。

令和6年12月（令和8年3月一部見直し）

総務課財政係